

20 八行経発第 56 号

平成 21 年 3 月 6 日

八王子市監査委員	中田美保	殿
同	森 英治	殿
同	両角 穰	殿
同	村山博夫	殿

八王子市長 黒 須 隆 一

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知  
します。

平成13年度

監査テーマ	清掃事業における事務の執行等について
監査項目	し尿収集・処理関連
指摘項目	し尿処理手数料の徴収状況について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	債権が回収できないことが確定した時点で、不納欠損すべきである。
措置内容	破産・倒産等裁判所が法律に基づき処理した結果、徴収不納となった債権（し尿等処理手数料の全額又は一部）は、不納欠損とした。
措置時期	平成20年9月29日
所管部課	環境部 水循環室（衛生事業担当）

平成16年度

監査テーマ	普通財産の「貸付土地及び建物」及び「その他の土地及び建物」に関する管理事務について
監査項目	「貸付土地及び建物」の貸付事由及び賃貸料について
指摘項目	地積実測に伴う貸付面積増加分に関する貸付料の未徴収
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	地積実測により契約上の貸付面積よりも実際の貸付面積の方が3.28㎡大きいことが明らかになったが、当該増加面積分について権利金及び貸付料を徴収していない。増加面積分について権利金の徴収及び貸付料の増額を行うべきである。
措置内容	地積実測に伴う面積の増加分も含め、貸付者に売払いを行った。
措置時期	平成20年9月19日
所管部課	財務部 管財課

平成18年度

監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	財務の視点からの経営評価について
指摘項目	発生主義会計の手法の活用に向けて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	現在下水道部で予定されている発生主義会計の準備作業を単に下水道事業に限定された試みと捕らえるのではなく、その作業の成果を下水道部から市全体の部門に波及できるように体制整備が期待されるべきである。さらに、下水道部での発生主義会計に基づく経営分析等をどのように下水道部の経営的な意思決定に活用できるかについて、下水道部だけではなく、市全体で検討し、その成果を市民にも公表することが望まれる。
措置内容	下水道部で協力し、平成18・19年度の財務諸表を作成し財産の把握に努めた。財務部門でも、平成20年度は東京都市公会計制度研究会の方向性を踏まえ財務書類4表を作成・公開する予定であるため、全庁的に関係所管と連携のうえ新公会計制度に対応した固定資産台帳を整備予定である。また、財政白書においては財務書類による財政診断を行っている。
措置時期	平成20年4月
所管部課	環境部 水循環室(下水道担当) 財務部 財政課

監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	財務の視点からの経営評価について
指摘項目	総務省基準モデルによる財務諸表の試作について(接続率について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	処理区域内人口と水洗便所設置済人口で除した貸借対照表より、接続率の向上に努力する必要があるものと考えられる。
措置内容	平成19年度に関係所管と協議し 下水道担当は引き続き浄化槽家屋に職員が戸別訪問し、公共下水道への接続指導をする。北野衛生事業所は、し尿くみ取り時に下水道担当にて作成したリストを基に、くみ取り便所家屋への水洗化促進を行う。北野衛生事業所で浄化槽清掃の軽減書を送付する際に下水道接続促進のPR文書を同封する。北野衛生処理センターは事業者向けの納付書を送付する際に使用する封筒に接続促進のPR文を印刷することとした。各所管で協力し、接続率の向上に努めている。
措置時期	平成20年4月
所管部課	環境部 水循環室(下水道担当)

平成18年度

監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	下水道事業の財産管理について
指摘項目	行政財産の使用許可について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	北野下水処理場の高度処理施設用地の行政財産目的外使用許可については、低利用の状況となっており、また、本来の使用許可目的とは異なる利用がされている日があった。市民等への告知活動を行うことにより、使用許可目的の範囲内で利用率の向上を図る必要があるものと考えられる。また、使用許可目的の範囲外の利用は問題があるものとする。
措置内容	使用許可目的の範囲外の利用は、事案発生以降許可していない。 利用率の向上については、市民等への声かけにより、平成19年度の利用者は28,920人で平成18年度から4,800人増え、19.9%の利用者増となった。 平成20年度の総会において、更なる利用率の向上を図る措置の要請を実施した。
措置時期	平成20年3月
所管部課	環境部 水循環室(水再生担当)

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学園都市文化課関連
指摘項目	事前精算機の申請に対する処理について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	重要な備品については、市担当課で正式に予算化し購入することを原則とすべきである。また、現時点でも保険の付与及び費用の負担の問題が解決されずに残されている。さらに、減価償却費が財団で発生しており、その負担をどのようにするのか曖昧のままである。
措置内容	事前精算機については、財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団と協議し、市が経費を負担することにより、市の所有に移した。
措置時期	平成20年3月31日
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学園都市文化課関連
指摘項目	舞台操作等の業務の内部化に対する評価について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	経営において、業務を内部化するか、外注委託のままとするかの判断は、内部の管理部門や事業実施部門である各館の大きな経営努力により達成できたものであり、このような財団の努力は、剰余金も含めて十分に評価されるべきものである。
措置内容	指定管理業務の実施に関する評価指標（モニタリング）を各施設ごとに設置し、指定管理者の経営努力や成果を客観的に評価することとした。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学園都市文化課関連
指摘項目	レストランの取り扱いについて
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	協定上、レストランの選定や管理も含め、指定管理業務の一環として位置づけるのであれば、財団に事業展開のひとつの経営ツールとして認めるべきである。この点については、他館についても同様である。
措置内容	行政財産の使用許可条件に「指定管理者が行う館の管理業務に対して協力すること」を付し、財団が事業展開できるようにした。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学童保育所
指摘項目	超過勤務手当等給与の支給及び報告の方法について（ワーカーズ）
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	総勘定元帳と補助元帳の金額の調整自体、会計記録の真実な報告と乖離する会計処理方法であることから、市担当課は、給与の支給状況を忠実に反映した帳簿に基づき、人件費の実績報告等が行なわれるよう、強く指導されたい。
措置内容	補助元帳を廃止し、支給状況を反映した総勘定元帳を作成し、それに基づいた報告がなされるよう措置した。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	こども家庭部 児童青少年課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学園都市文化課関連
指摘項目	事後評価基準の整備について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	事業評価の視点または評価指標の整備を市担当課において早急に行う必要がある。具体的には、指定管理者である財団職員の業務実施における生産性の向上、単位当たりコストの改善、利用者数の増加努力及び利用者満足度の改善などを個別具体的に、しかも、総合的に評価する手法を開発することが求められている。
措置内容	指定管理業務の実施に関する評価指標（モニタリング）を各施設ごとに設置し、指定管理者の経営努力や成果を客観的に評価することとした。
措置時期	平成20年10月1日
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学園都市文化課関連
指摘項目	年度予算査定について（事業コストの適正化について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	平成18年度からの第1期指定管理期間において、予算査定により事業コストを最終的に適正化するという目的が仮にあるというのであれば、本来、平成17年度までに事業コストのゼロベースでの見直しがあるべきであった。
措置内容	新たな制度である指定管理者制度は、事業実施しながら事業コストを検証していく方針であったことから、平成18・19年度の実績を踏まえ、平成20年度から事業コストの適正化を目指している。
措置時期	平成20年4月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学園都市文化課関連
指摘項目	年度予算査定について（ふれあい財団の業務改善努力について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	平成17年度時点の、派遣職員の引き揚げ前までに個別事業予算の仕様や積算がなされているものに対しては、平成18年度以降、財団が実施した原価低減活動について、原則として財団の努力として認められるべきものと考えられる。
措置内容	指定管理業務の実施に関する評価指標（モニタリング）を各施設ごとに設置し、指定管理者の経営努力や成果を客観的に評価することとした。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	長池公園
指摘項目	夜間の管理について（指定管理業務の範囲）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	指定管理者も同様の認識なのか、夜間の管理のあり方について、市担当課は指定管理者と十分な協議を行うことを要望する。 今後は、夜間の管理について指定管理者の責任範囲を明確にし、その範囲内において指定管理者に求める管理水準を明確にされることを要望する。
措置内容	市の公園は24時間開放しており、夜間も含めて当然に指定管理業務の範囲に入っていると考えている。夜間管理については、指定管理者によって理解に差異があったため、平成20年2月15日の都市公園指定管理者全体会議の中で、夜間管理のあり方について確認した。また、当該指定管理者に対しては、平成20年3月に再度協議・確認を行った。協議結果については、下記の通り。 1．指定管理業務には夜間管理も含まれている。 2．夜間の管理については公園に常駐する必要はないが、災害や事故等緊急事態に対しては、その予防措置を含めて適切に対処することとする。
措置時期	平成20年3月14日
所管部課	まちなみ整備部 公園課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	長池公園、上柚木公園、運動公園グループ
指摘項目	施設の利用者満足度等について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	経営上の努力を評価するためには、アンケート結果の正確な報告が必要であり、そのためにはアンケート結果シートのチェックも不可欠なものとなる。市担当課では、指定管理者が回収したアンケートの結果シートを取り寄せ、一定の照合などを行われることを要望する。
措置内容	アンケート原本を取り寄せ、確認照合した。 上柚木公園：平成20年12月15日 長池公園：平成20年12月17日 運動7公園：平成20年12月17日 南部地区公園：平成20年12月17日 また、今後についても結果シートを取り寄せ、照合を行う。
措置時期	平成20年12月17日
所管部課	まちなみ整備部 公園課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	長池公園、上柚木公園、運動公園グループ、南部地区公園グループ
指摘項目	事業評価等に必要データの厳選化について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	事業評価と連携した必要データの厳選化とモニタリングなどに活用するためのチェックリスト作成を早急に準備されることを要望する。
措置内容	事業計画上提案された事業について、主要な事業15項目から20項目を抽出し、チェックリストを作成し、事業を確認している。
措置時期	平成20年9月15日
所管部課	まちなみ整備部 公園課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	長池公園、上柚木公園、運動公園グループ、南部地区公園グループ
指摘項目	指定管理期間について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	公園の樹木の剪定などは3年サイクルというよりも5年間が適切であると市担当課においても認識されていることから、そのようなサイクルに合わせて指定管理期間を再検討することを要望する。
措置内容	平成21年度の指定管理者の募集にあたって、管理期間は5年とすることとした。既にこの方針に基づき、新規導入地区を含めて募集をかけ、現在、応募者の選定作業に入っている。ただし、1期目は管理期間にばらつき（3年～5年）を持たせ、2期目からはすべての公園で5年の管理期間が実現できるようにした。
措置時期	平成20年9月15日
所管部課	まちなみ整備部 公園課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民センター及び地区会館
指摘項目	市民センターの大規模修繕について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	平成14年度以降に作成されている市民センターの修繕計画等における市民センター別の優先順位を、現場におけるふれあい財団の管理報告等を活用することにより、この際、再度見直すことを検討されたい。
措置内容	指定管理者である財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団の意見を参考に、同財団とも調整を行いながら修繕に関する市民センター別の優先順位を決定し、実施計画（平成21～24年度）における大規模修繕について提案を行った。
措置時期	平成20年6月6日
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民センター及び地区会館
指摘項目	ふれあい財団主任業務員等の業務の内容に関連して
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	コミュニティ育成に関するふれあい財団と住民協議会との協働の重要性とともにこれらの役割分担を明確化すること、住民協議会の事務局的な業務を行う場合のふれあい財団の立場の明確化(職員の職務専念義務の問題や請負業務として位置づけなどの明確化)することなどが検討されるべきものと考えられる。また、ふれあい財団のコミュニティ振興課職員や市民センターの館長が、貸館業務やふれあい財団の受託事業等の業務と住民協議会の業務との峻別を意識した上で明確にしておく必要があるものと考えられる。市担当課としても、ふれあい財団に対する適正な指導等を行うことを検討されたい。
措置内容	住民協議会のあり方の整理を含め、財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団と住民協議会の間で十分な調整を行いながら一定のルールを整備し明確化を図るよう、同財団に対し指導した。
措置時期	平成20年10月1日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民センター及び地区会館
指摘項目	地区会館の地元移管の促進について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	今後とも、地元との移管協議をさらに進めることで、指定管理業務からの除外に努めることを期待する。
措置内容	地区会館の地域移管については、「地区会館の管理運営方針」に基づき、地元との協議を進めている。移管後の費用負担の問題もあり、協議には時日を要するが、平成20年度において既に7館との協議に入っており、うち1館については、平成21年度中での地元町会への移管が具体化し、指定管理業務からも除外予定である。
措置時期	平成20年10月1日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民センター及び地区会館
指摘項目	指定管理業務に対する評価のあり方について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	政策審議室が指定管理者制度適用部門に対して全庁的に実施することを指示したモニタリング以外に、市担当課として独自に指定管理者及びその業務実績に対する評価を実施していない。
措置内容	平成20年度に新たに導入された期中モニタリング制度の活用により、担当課独自の評価項目を設定し、業務実績等に関する評価を実施した。
措置時期	平成20年10月1日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民活動支援センター
指摘項目	施設の利用者数等について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	どのような内容の相談が減少し、または増加する兆しがあるのか、その原因はどこにあるのか、潜在的な需要に対する対応が遅れていないかなどを分析することも重要である。
措置内容	指摘のあった相談件数については、平成17年度と平成18年度における件数比較によるものであるが、同年度間においては相談件数のカウント方法を変更したことが最も大きな要因となっている。具体的には、主催イベントの日時や内容など軽微な問い合わせも相談件数としてカウントしていたが、平成18年度からはアフターフォローが必要となるような本来の相談についてカウントする形としている。事実、平成19年度については、平成18年度同様の件数で推移しており、減少傾向は認められない。また、潜在的な需要の掘り起こしであるが、市民活動団体への経営支援制度を構築することから、市担当職員とともに団体訪問を実施するなど、積極的に市民活動団体のニーズ把握を行った。
措置時期	平成20年3月31日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民活動支援センター
指摘項目	施設の利用者数等について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	指定管理者が課題として掲げている紙ベースでの団体情報「グリーンファイル」等のデータベース化、様々な相談やコーディネート業務に対応できる専門知識、情報処理能力及び相談技術の向上体制の整備及び人材育成等の遅れなどに対する対応を市担当課としても、効果的に指導等を行うことが必要である。
措置内容	指摘のあった団体情報「グリーンファイル」については、団体情報約450及び市内の公共施設情報を合わせてデータベース化済みであり、支援センターに設置してある利用者端末において閲覧可能とした。支援センタースタッフの相談技術等の向上策についてであるが、民間団体等が主催する研修へ積極的に参加するなど技術向上策を講じている。(平成20年度実績：10月末現在で述べ16の研修に参加実績有り。)
措置時期	平成20年3月31日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民活動支援センター
指摘項目	施設の利用者満足度等について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	支援センターの入口のわかりにくさを指摘する声も複数寄せられている。効果的な対応を期待する。
措置内容	指摘のあった支援センターの案内表示については、建物管理者との調整を行い、案内看板を設置した。
措置時期	平成20年3月31日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民活動支援センター
指摘項目	施設の利用者満足度等について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	啓発部主催の講座等として、「市民活動入門講座」や「市民活動実践講座（アクティブ市民塾）」などが開催されている。しかし、平成18年度の参加者数等は減少している。実施団体との打ち合わせが不十分であったためなのか、発表内容等に工夫が必要であったのか等を検討させ、報告を受けるよう要望する。
措置内容	指摘のあった事項について、支援センターより報告を受けた。その内容としては、従来受講者数について、平成18年度においては減少していたものの、受講生が発表団体関係者中心から新規の受講生中心へと質的变化が見られたことが挙げられている。また、講座については、テーマにより受講者数のバラツキが生まれるものの、ダイレクトメール配布先の拡大、タウン紙及びマスメディアの活用、カラー版のポスター掲示等周知に力を入れている。結果、平成19年度には、市民活動入門講座が前年比250%、アクティブ市民塾が前年比120%と受講者数が増加傾向にある。
措置時期	平成20年3月31日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民活動支援センター
指摘項目	年度当初の繋ぎ資金の調達について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	非営利組織である協議会が支障なく支援センターの管理運営を行うことができるように市担当課も配慮し努力しているが、来年度からは、準備契約的な対応を行うことにより、年度当初に活動資金を市から支援センターへ振り込まれるよう努力されたい。
措置内容	本件については、平成20年度より指定管理料の第1期分（全4期）を4月1日付で支払うよう措置した。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民活動支援センター
指摘項目	協議会との管理費負担割合について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	協議会の活動分析の詳細な記録が監査時点では保存されていないことから、再度、協議会と支援センターが協議をし、実態分析を行って負担割合の正式な根拠文書として保存するよう検討されたい。
措置内容	指摘のあった事項について、平成20年4月16日付で特定非営利活動法人八王子市民活動協議会より支援センターとの間の管理費負担割合の根拠が示された文書の提出があり、これを根拠資料として保存した。
措置時期	平成20年3月31日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民活動支援センター
指摘項目	事業費分析等について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	市担当課は十分なヒヤリングを行い、適切な指導等を行うことも検討されたい。
措置内容	支援センターの事業効果については、モニタリングを通じて利用率・利用者満足度等とコストの関係について一定の評価を行っているところである。今後、中間支援施設として機能を充実させるため、平成20年度においても新たな需要に対応するため、指定管理料の増額を行ったところである。今後も、相談業務や主催事業の成果を最大限に発揮するため、企画運営会議への出席や、平成20年度より試行的に実施されている期中モニタリングを効果的に活用し、適宜事業効果を踏まえた検証を行いつつ指定管理者との意見交換を行い、必要に応じて指導を行う。
措置時期	平成20年3月31日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	長房西保育園
指摘項目	他の保育園との相違について（特別保育等について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	延長保育時間を30分程度延長することが地域ニーズに照らして必要があるかどうか調査して判断された結果であるが、今後も、毎年度アンケート調査の一項目として延長保育時間に関する項目を設け、利用者ニーズの把握に努めることも必要であると考えられる。
措置内容	平成20年2月に実施した満足度調査で、保護者の利用時間帯及び保護者の必要とする保育時間について質問した。延長保育の時間帯である午後6時30分以降の利用者は、57人中3名で、保育時間について不満あるいは極めて不満の回答者は3名に留まった。次回の満足度調査でも、利用者ニーズの把握に努めたい。
措置時期	平成20年2月20日
所管部課	こども家庭部 子育て支援課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	長房西保育園
指摘項目	他の保育園との相違について（提出書類について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	市が要求する資料は期中でのモニタリングや事業年度終了後の事業報告等に必要な項目を厳選することを提案する。
措置内容	期中に実施状況を確認するため市に提出するものとして、「市立保育所指定管理報告書」として整理した。また事業年度終了後の提出書類一覧を整備した。
措置時期	平成20年2月28日
所管部課	こども家庭部 子育て支援課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	長房西保育園
指摘項目	利用者満足度調査の継続的な実施について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	利用者満足度調査については、基本協定等によっては義務付けられていないが、サービスのアウトカム評価には欠かせない項目であるため、基本協定にも明記し、指定管理者が実施して市担当者へ報告することを検討されたい。
措置内容	平成20年2月に、市と指定管理者が協力して実施した。 新たに平成20年4月から、指定管理者制度を導入したの保育園の基本協定書には、指定管理者による利用者満足度調査を規定した。
措置時期	平成20年2月20日
所管部課	こども家庭部 子育て支援課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	長房西保育園
指摘項目	修繕の実施について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	平成18年度に実施された修繕の中に、「引き戸レール修理(239,710円)」があった。緊急を要する工事として、見積もり合わせがなされていなかった。今後は指定管理者への指導により、可能な限り公正性及び競争性を高めるよう、要請されることが望ましい。
措置内容	緊急の場合でなければ、複数の見積合わせを行うように、指定管理者に要請した。複数の見積もり合わせ業者を記入する、修繕報告の書式を整備した。
措置時期	平成20年2月28日
所管部課	こども家庭部 子育て支援課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	長房ふれあい館
指摘項目	施設の利用者数等について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	指定管理者に対して、計画対実績の比較・説明を行うよう指導することも検討されるよう要望する。
措置内容	指定管理者に対し、計画対実績の比較・説明について指導済みであるとともに、期中モニタリング制度を活用し、計画に対する達成状況等を指標とした評価を、指定管理者及び市の双方で実施している。
措置時期	平成20年10月1日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	長房ふれあい館
指摘項目	娯楽室イベント出演者等への旅費交通費について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	交通費を実績に応じて支払わないという実態があるのであれば、現在の支出基準の金額を謝金に含めて支出することも考えられるため、指定管理者側で検討を行うよう指導等を行われたい。
措置内容	指定管理者に検討を指示し、平成20年度からは、交通費相当額を含めた謝金としての支出に改めた。
措置時期	平成20年10月1日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	長房ふれあい館
指摘項目	業務委託費の設計及び契約方法について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	外部への再委託については、適正な積算根拠に基づく設計の方法を指導する必要がある。また、契約方法についても、競争入札であるのか、見積り合わせ等であるのかについての的確に把握し、より競争性が高く経済性が確保される契約方法を指導されるよう要望する。
措置内容	指定管理者である八王子社会福祉協議会は、協議会としての契約規則を有しており、平成20年度においてはその規則に基づき、再委託について、見積り合わせによる契約2件、特命による契約5件を行っている。 今後は、規則に基づいた中で、より競争性が高く経済性が確保される契約方法を取り、現状、特命により実施している保守点検業務についても、内容を再度精査し、競争入札等が可能なものについては、平成21年度より契約方法を改めるよう指導した。
措置時期	平成20年10月1日
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	高齢者在宅サービスセンター
指摘項目	利用者満足度調査について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	この利用者満足度調査は、毎年度行われるべき調査であり、その結果によって業務の改善に活用できる貴重なデータとして、重要な位置付けがなされるべき調査であるため、指定管理者の自己満足に終わることなく、調査実施時期や調査内容の統一、調査結果に対する指定管理者の評価やその対応の記載の徹底などを再検討することを要望する。
措置内容	平成19年度実施分から、全施設に同一の時期に同一の内容で調査すると同時に、調査結果報告書には、低い評価を受けた事項及び利用者の意見について、指定管理者の考え・具体的な対応策の記載をするよう徹底し、対応した。
措置時期	平成20年3月7日
所管部課	健康福祉部 高齢者相談課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	高齢者在宅サービスセンター
指摘項目	指定管理者選定段階での条件について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	次回の指定管理者候補者の選定段階では、都の第三者評価制度への参加を義務付けるか、加点項目として設定することも検討されるよう要望する。
措置内容	平成20年度に実施した「八王子市高齢者在宅サービスセンター中野」の指定管理者募集において、指定管理者の応募条件として、都の第三者評価を義務付けた。
措置時期	平成20年7月15日
所管部課	健康福祉部 高齢者相談課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学童保育所
指摘項目	会計帳簿のシステム化について(くぬぎだ)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	市担当課においても、コンピュータ処理による会計管理に移行するように指導しているが、当該指定管理者は実行に移していない。決算数値の正確性や信頼性を担保する意味からも、今後も当該指定管理者を指導されるよう要望する。
措置内容	手書き帳簿と、コンピュータ帳簿を併用していたが、コンピュータ帳簿のみで管理するよう措置した。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	こども家庭部 児童青少年課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学童保育所
指摘項目	「指定管理者支出報告書」の様式について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	精算項目に関する精算根拠として検証するための資料ではあるが、他の精算対象外の項目について、例えば、剰余金がどの程度発生しているのか等、決算分析及び評価の上で重要なデータなどを、効率的に把握できる報告書も併せて提出させることが検討されるべきものと考えられる。
措置内容	精算対象外項目における、剰余金発生を確認する項目を「指定管理者支出報告書」に入れた。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	こども家庭部 児童青少年課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学童保育所
指摘項目	決算分析及び事業評価について（指定管理者別実績分析について〔社協〕）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	非公募での指定管理者の指定の趣旨を市担当課としては十分に説明し、業務改善を社協に対して強く求めることが重要である。
措置内容	非公募の趣旨を説明し、事業体の適正規模に運営数を合わせる等の方策を実施。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	こども家庭部 児童青少年課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学童保育所
指摘項目	決算分析及び事業評価について（指定管理者別実績分析について〔ワークズ〕）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	人件費の定額支出の問題を指摘したが、市担当課としてはその他経費についても精査することが必要である。
措置内容	人件費以外の直接経費及び間接経費に関し、詳細な事業報告を求める書式に変更するとともに、モニタリング時帳簿を直接確認することで、チェック体制の強化を図った。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	こども家庭部 児童青少年課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学童保育所
指摘項目	決算分析及び事業評価について （指定管理者別剰余金及び精算金分析について〔社協〕）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	社協の精算金は他に比較して一番多いが、学童保育所1所当たりにしても1,990千円であり、年度の指定管理料を精査することも必要である。
措置内容	前年度実績を考慮し、平成20年度協定より実施。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	こども家庭部 児童青少年課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学童保育所
指摘項目	決算分析及び事業評価について (指定管理者別剰余金及び精算金分析について〔社協〕)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	剰余金の発生が指定管理者によって大きく相違することはどのような理由であるのか、その発生源泉は指定管理者の業務実施上の内部努力によるものなのかどうか、また、利用者満足度の調査結果はどのようなものであったのかなど、総合的に評価する体制を確立することが必要である。
措置内容	剰余金の発生要因と、利用者満足度調査結果を照らし、評価できるようにモニタリング項目に反映した。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	こども家庭部 児童青少年課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学童保育所
指摘項目	決算分析及び事業評価について(指定管理料の内訳分析について〔社協〕)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	指定管理料全体としても、1所当たりとしても、児童1人当たりとしても、人件費比率が一番高いのは、社協であることである。対応職員の配置については仕様書等で統一の指示がなされていることもあることから、社協が提供するサービスのコスト内訳として人件費が重要な要素であることは把握できる。それに対する児童等の利用者側からの満足度の状況を社協から十分にヒヤリングすることが重要であり、そのことで学童保育に関するサービスの総合的な評価を行う必要がある。
措置内容	利用者満足度調査結果及びモニタリング結果から、保育に精通したベテランの正規職員が保育の質を担保していると結論付け、モニタリング結果を公表した。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	こども家庭部 児童青少年課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	学童保育所
指摘項目	決算分析及び事業評価について（人件費の内訳分析について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容（概要）	分析結果により、各指定管理者別の特徴をある程度把握することができるが、その特徴が、サービスの受け手である児童1人1人にとってどのような影響を及ぼすものであるのかについて、利用者満足度調査と併せて、分析することも重要であるものと考えられる。
措置内容	各指定管理者の特徴が利用児童にどのような影響を及ぼすかに関し、利用者満足度調査と併せ実施した各指定管理者のモニタリングなどにより分析を試みた。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	こども家庭部 児童青少年課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	上柚木公園
指摘項目	陸上競技場芝生の利用状況について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容（概要）	当該芝生の利用状況とその管理経費等コストを考慮すると、指定管理者に更なる利用策を検討するよう指導することも必要であるものとする。地域に根差した事業の実施の一環として、周辺住民への無料開放なども検討に値するのではないかと考える。
措置内容	無料開放なども検討したうえで、地域に根差した事業の実施の一環として、ミニラグビースクールを平成19年度の15回から今年度23回に増やすと共に、新規事業としてソフトラクロス教室とフリスビー教室を開催し、地域住民に陸上競技場の芝生地の開放を実施した。
措置時期	平成20年11月26日
所管部課	まちなみ整備部 公園課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	戸吹湯ったり館
指摘項目	業務収支状況について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	赤字額は、平成18年度の決算上、指定管理者側の負担となっていたが、本来、指定管理者の責めに帰すべき要因に基づく赤字額なのか、または、市側の責めに帰すべき要因に基づく赤字額なのかを分析して対応する必要があるものと考えられる。 (ア)自主事業収入の減少原因について (イ)事務費の予算超過について (ウ)仕入の状況について (エ)光熱水費の状況について
措置内容	平成19年度の実績から、市が事業計画の一部を実施許可をしないことが原因による減収等、赤字金額の内、市側の責めに帰すべき要因を抽出し、年度末に補填した。 ・ ピアガーデン開催計画の中止 2,754,315円 ・ 下水道料の定額分以上の額 8,198,534円 ・ スズメバチ飛来に伴う露天風呂閉鎖に伴う減収 73,900円
措置時期	平成20年3月31日
所管部課	健康福祉部 地域医療推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	戸吹湯ったり館
指摘項目	清掃工場が休止した場合の取扱いについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	今後の指定管理者との協定においては、休止時の燃料費について実費精算方式を採用することを要望する。
措置内容	平成19年度末に、年度中に購入した灯油の代金と事業計画上の灯油代金と比較したところ、118,090円の超過負担があった。そこで、年度協定における指定管理料の金額を変更し、同額を上乗せした。 平成20年度協定書により上記の対応についての文面を盛り込んだ上で締結している。
措置時期	平成20年3月31日
所管部課	健康福祉部 地域医療推進課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	北野余熱利用センター
指摘項目	附属設備の利用状況について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	今後は指定管理者から附属設備の内訳別の利用状況についても報告を受けることを要望する。
措置内容	指定管理者からは、多目的ホール等の利用において附属設備の利用の有、無だけでなく、どのような附属設備が利用されたか、音響設備、可動式観客席等の内訳別の利用状況について平成20年度より報告を受けている。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	環境部 ごみ減量対策課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	北野余熱利用センター
指摘項目	利用率の低い設備への対応について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	附属設備については、指定管理者制度導入以前から十分に活用されていないということを市担当課は把握していたと思われる。本来であれば、指定管理者制度導入時に、有効活用されていない原因を分析し、指定管理者とともに有効な活用方針を検討するべきであったと思われる。
措置内容	担当課と指定管理者とで、附属設備の有効活用がされていない原因及び活用策について検討した結果、利用者が附属設備の存在についてについて十分認識していないことが主たる原因であることが判明したため、これらの施設の利用者に対して附属設備に対する積極的な周知を行っている。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	環境部 ごみ減量対策課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	北野余熱利用センター
指摘項目	附属設備の利用状況について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	今後は、多目的ホールに、音響機器あるいは可動式観客席が設置されていること、及びそれらを使ってどのようなことが可能なのかということ、市担当課は指定管理者と共に積極的にアピールされることを要望する。
措置内容	今回の指摘を受ける以前から、多目的ホールでの和太鼓練習などでの音響設備の利用や、可動式観客席を利用した上映会などを行っており附属設備の活用に努めているところであるが、利用者の多くが附属設備について十分認識していないことが附属設備の利用率の低迷の原因であると考えているので、附属設備については、既存の利用者に対するPRだけではなく、これら設備の活用方法についての提案や周知により、新規の利用者を増やしていくための積極的な周知を行っている。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	環境部 ごみ減量対策課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	北野余熱利用センター
指摘項目	和室の早朝利用の報告書形式について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	平成19年度より実際に利用がない場合でも、利用がなかったという報告を受けることについて、市担当課は指定管理者と合意したということであるので、今後、その合意に基づいた対応を要望する。
措置内容	月例報告書において報告を受けている。
措置時期	平成20年3月1日
所管部課	環境部 ごみ減量対策課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	北野余熱利用センター
指摘項目	市民集会施設の早朝利用について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	利用実績がない原因をあったかホール利用者へのアンケート調査等で分析することが求められる。そして、その結果を踏まえて、市担当課は指定管理者とサービスの見直しも視野に入れながら、利用率向上に向けて対応されることを要望する。
措置内容	土、日曜日、祝日については午前7時半より開館しているが、和室の早朝利用状況は、平成20年度10月時点では平成19年度に比して大幅な増加は見られない。しかしながら、和室の早朝の利用については、平成20年度の指定管理者の自主事業として「こどもの夏休みの環境学習」の一環として利用するなど利用率の向上策の努力がうかがえる。一方、多目的ホールの早朝利用状況は、平成19年度の稼働率では15%であったが平成20年度10月時点では45%の利用となっており、指定管理者の施設PRの成果により顕著な増加となっている。今後は和室利用の利用率向上、PRを図り、更なる多目的ホールや会議室などの利用の向上を行っていく。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	環境部 ごみ減量対策課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	北野余熱利用センター
指摘項目	市民集会施設の夜間利用について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	和室の夜間利用についても、利用率は低調である。早朝利用と同様の対応を要望する。
措置内容	多目的ホールの午後6時以降の夜間利用については、平成20年度10月時点の稼働率は70%程度で利用者の満足度を大いに高めている。和室の夜間の貸出については、まったく利用がない状況ではないので、今後は和室利用の利用率向上、PRを図り、更なる多目的ホールや会議室などの利用の向上を行っていく。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	環境部 ごみ減量対策課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	北野余熱利用センター
指摘項目	清掃工場が休止した場合の取扱について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	今後の指定管理者との協定においては、休止時の燃料費について実費精算方式を採用することを要望する。
措置内容	平成20年度における北野余熱利用センターの管理に関する年度協定書により上記の対応についての文面を盛り込んだ上で締結している。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	環境部 ごみ減量対策課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	北野余熱利用センター
指摘項目	実績報告書の記載方法について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	18年度の状況を踏まえ、市担当課は指定管理者と収支報告書の記載内容について協議を行い、指定管理者は適正な収支報告書を提出することに合意したとのことなので、今後、合意に基づいた対応を要望する。
措置内容	平成18年度の収支報告書は、必ずしも不適正なものであったわけではないが、収支報告の記載において分かりづらい部分があったので、その部分において修正を行い適正な収支報告として提出を受けた。
措置時期	平成20年5月31日
所管部課	環境部 ごみ減量対策課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	北野余熱利用センター
指摘項目	新規事業者への対応について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	市担当課においては、新たな団体が業務を実施することによって生じた問題点・改善点をデータベース化しておき、今後の参考情報とされることを要望する。
措置内容	管理運営上の問題点、トラブル、事故及び利用者からの苦情、相談については、データとして担当課に定期的に報告することになっている。担当課としても情報等について指定管理者と共有することとともに、管理運営に関する情報を得るよう努めている。
措置時期	平成20年5月31日
所管部課	環境部 ごみ減量対策課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	南部地区公園グループ
指摘項目	施設の利用者満足度等について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	利用者満足度調査を実施し、その結果を翌事業年度の事業へ反映させることを要望する。
措置内容	平成20年2月29日から3月20日にかけて、施設利用者に直接回答を求める現地調査並びに近隣町会・自治会・アドブド関係者に対して郵送による調査を実施した（有効回答85名）。また、その結果については、ホームページ上で公表した。これを踏まえて、平成20年度事業を実施している。
措置時期	平成20年3月20日
所管部課	まちなみ整備部 公園課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	南部地区公園グループ
指摘項目	事業評価等に必要データの厳選化について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	公園別の管理業務の実施状況について、市担当課は別途、指定管理者から報告は受けているが、どの公園にどのような業務を実施したのかなどの報告は事業報告書でなされるべきと思われる。
措置内容	公園別の「維持管理の実績」として、四半期毎の報告及び年度末の報告において提出させる旨、各指定管理者へ指示した。
措置時期	平成20年2月15日
所管部課	まちなみ整備部 公園課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	南部地区公園グループ
指摘項目	新規事業者への対応について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	市担当課においては、新たな団体が業務を実施することによって生じた問題点・改善点をデータベース化しておき、今後の参考情報とされることを要望する。
措置内容	要望や苦情については、公園毎の傾向分析も含めてデータベース化しており、その報告を指定管理者より受けている。遊具点検についても点検後の遊具の状態について、データベース化し、これをもとに修繕を実施している。その他、施設の全ての電気系統について調査した結果をデータベース化しており、今後の補修計画を立てる予定である。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	まちなみ整備部 公園課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	ガバナンスの整備状況（理事会及び評議員会の機能について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	財団の意思決定機関等として、具体的には、経営の現状を十分に踏まえ、次年度事業計画の内容の十分な検討や事業報告書の内容に対する多面的な分析による討議等を期待する。
措置内容	次年度の事業計画を企画するため、年度途中の理事会の中で当該年度の事業の進捗状況について説明を行い、今年度も理事の意見を聴いたところである。また、事業結果報告の分析も経営会議の中で、各所管から分析報告を受け、新年度事業につながるよう予算も含め検討をしている。
措置時期	平成20年10月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	ガバナンスの整備状況（理事会及び評議員会の機能について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	理事会のメンバーに市の市民活動推進部長が就任していることは、従来からの慣習上、政策的に認められていたことであるが、指定管理者制度が導入され運用されている現時点で、発注者側の市の経営幹部が受注者側の財団の意思決定機関である理事会の理事に就任していることの実質的な利益相反関係は問題にならないか、さらに検討されたい。
措置内容	平成20年度より市職員を除く新たな理事・評議員を選任した。今後も財団と市との中で理事会のあり方を積極的に協議していく。
措置時期	平成20年4月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	ガバナンスの整備状況（監事監査の機能について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容（概要）	新公益法人会計制度に合致した監事監査へ移行すること等を経営者として検討されたい。
措置内容	平成20年12月1日施行される法律に則り、本財団も新公益法人の認定を目指すことにより、新制度に合致した監査を監事に依頼した。更に公認会計士と顧問契約を結び、新基準に基づいたアドバイスを必要に応じて受けている。
措置時期	平成20年4月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	ガバナンスの整備状況（会計処理支援体制の確立について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容（概要）	各指定管理事業と補助事業、自主事業等に関する日常の会計処理区分の導入やそれらのデータを活用した、事業評価に必要な事業ごとのコスト・収益情報等の充実に向けた検討が必要であるものと考えられる。
措置内容	会計処理区分の物件費については、平成20年度より区分整理をした。更に平成21年度予算については、人件費も区分整理をすることとし、予算要求をした。
措置時期	平成20年10月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	ガバナンスの整備状況（会計処理支援体制の確立について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	新公益法人会計制度等に関する有益なセミナー、書籍の購入、会計専門家からのアドバイスなど、経営として十分に意を用いることが重要である。
措置内容	セミナーを含めた外部研修は重要と考えており、全国公益法人協会主催による研修をはじめ、積極的に研修に参加をしている。また平成20年3月からは公認会計士を顧問として迎え、決算時や日常処理業務の中で、意見を頂いている。
措置時期	平成20年3月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	ガバナンスの整備状況（法令遵守について（消防設備と倉庫の確保について））
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	財団として、早急に市担当課と協議することにより施設の適正使用を確保すべきである。
措置内容	市と協議し、別途収納スペースを確保し、機械設備室に保管してあった照明器具などを移動した。
措置時期	平成20年10月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	ガバナンスの整備状況（市担当課との関係について（施設設置者である市への施設改善事項の提案活動））
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容（概要）	指定管理料で対応すべき機能維持修繕など小規模修繕と大規模な施設改善工事など資本的な支出に該当する改修工事を財団も意識しておく必要がある。後者の施設改善工事に該当するもので、施設利用者の満足度に関連するものは積極的に施設改善の提案活動を実施する必要がある。そのような提案活動が可能となるように職員の能力の向上に努めることも必要である。
措置内容	技術職員を雇用し、大規模な施設修繕については計画性を持って市へ要望している。施設、特に舞台関係に係る部分については、職員の中で資格を有する者に計画的修繕書を作成し、市に依頼すべきもの、財団のすべきものとを区分して、利用者への満足度を高めるよう取り組んでいるところであり、今後もより一層迅速な対応について市と協調して取り組んでいく。
措置時期	平成20年4月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	経営の状況について（他財団等の協力体制の確立について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容（概要）	貸館業務以外で共催事業及び主催事業の情報収集や情報提供など企画・実施・事業実施結果等のデータに関する情報共有化等について、さまざまな効果が期待できることから、他の文化関連財団との協力体制の確立も検討する価値があるものと考えられる。
措置内容	公立文化協会に加盟しており、事業の企画・実施・事業結果等の情報交換などは既に実施しているところである。また、他の文化関連財団との協力体制の一環として、複数館で同一公演を実施する条件で助成を受け質の高い公演を実施する。
措置時期	平成20年10月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	人材育成について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>正規職員、嘱託職員の区分に係わらず、職務遂行能力の向上と財団目的に沿った自己実現の支援のために、職場内での研修制度や業務に関連する外部研修会への参加制度を積極的に導入することも必要である。</p> <p>専門性の高い業務が財団内部で必要な場合には、財団内部の職員により対応できない場合、外部の専門家への委嘱等を検討すべきである。</p>
措置内容	<p>職場内での研修や全国公益法人協会主催及び全国公立文化施設協議会主催の研修等、外部の研修に積極的に参加をしている。</p> <p>また専門性の高い(新)公益法人会計については、顧問契約(平成20年3月)を結んでいる公認会計士のアドバイスを受けスキルアップに努めている。</p>
措置時期	平成20年4月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	ビルメンテ関連等業務及び事業の再委託手法について (直営化変更業務の評価について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>財団の努力は、剰余金も含めて十分に評価されるべきものである。職員の業務遂行意欲の維持向上の面からも、財団は市に対して財団の努力の成果を正当に評価するよう、主張を通すべきであった。</p>
措置内容	<p>平成19年決算においては正当に評価されたと認識している。今後も更に正当に評価されるよう努力していく。</p>
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	備品購入について (備品新規購入手続き等の規定(基本協定)について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	協定上、十分に検討し、関連規定を明示すべきである。財団としては、その手当てとして未収金を計上するのかどうかについても、市担当課と協議すべきである。
措置内容	備品購入に関連した事項について、市と協議をした。未収金として計上するのではなく、減価償却分に関しては財団負担として整理した。
措置時期	平成20年4月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	備品購入について (駐車場事前精算機の処理について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	重要な備品については、市担当課で正式に予算化し購入することを原則とすべきである。また、現時点でも保険の付与及び費用の負担の問題が解決されずに残されている。さらに、減価償却費が財団で発生しており、その負担をどのようにするのか曖昧のままである。このような問題を曖昧にせず、財団からの提案として市担当課に対して解決策を提示すべきである。
措置内容	今後当該備品のような重要な備品については、市民の需要に応じて市担当課に予算化を要求していく方針である。なお、当該備品の会計処理等について市と協議し、減価償却は財団負担として平成20年3月に市へ帰属替えを行なった。
措置時期	平成20年3月31日
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	施設修繕のための基礎データとノウハウの蓄積状況について (建物等に関する構造上の基礎資料について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	建物等に関する構造上の基礎資料が基本協定上添付されていない。指定管理業務として、建物等の管理が含まれている以上、その基礎的な資料を市担当課に請求すべきである。
措置内容	建物竣工当時の基礎的図面等は保管されている。なお指定管理業務に必要な資料があれば市担当課へ問い合わせをしていく。
措置時期	平成20年4月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	施設修繕のための基礎データとノウハウの蓄積状況について (施設管理体制の専門性の低下について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	施設の管理に関するノウハウを持った職員の育成を早急に検討すべきである。現状では、外部委託先に対する適正な指導が十分には行い得ない状況も存在する。外部研修の実施など財団として検討すべきである。
措置内容	ビル管理の適正な管理を行なうべくビル管理マニュアルの整備を図るとともに、空調・電気・ボイラー・自衛消防・舞台等の特殊で専門的な分野の研修に積極的に取り組み、その結果、有資格者1名が新たに増加したところである。
措置時期	平成20年9月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	芸術文化会館の事業について（第1展示室及び第2展示室の利用率について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	利用率向上の努力がなされていることは評価できるが、規定を整備することで販売を伴う展示会の積極的な誘致を行うことも考えられる。
措置内容	展示室に関しては、利用率向上のため販売を伴う展示会の積極的な誘致でなく、市民からの要望でもある会議室としての利用促進を図るため照明・音響設備の整備を担当課と協議し、実施することにした。
措置時期	平成20年10月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	芸術文化会館の事業について（第1展示室及び第2展示室の利用率について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	それぞれ33.6%、17.5%と利用率は低い。斬新な発想での企画事業を実施することも考える必要がある。
措置内容	平成20年度より、茶室としてのみならず、育児サークル活動や会合などの利用に供している。
措置時期	平成20年4月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	芸術文化会館の事業について（レストランについて）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容（概要）	協定上、レストランの選定や管理も含め、指定管理業務の一環として位置づけるのであれば、財団に事業展開のひとつの経営ツールとして認めるべきである。この点については、他館についても同様である。
措置内容	平成20年度の年度協定で市の上承が得られたため、レストラン経営者と懇談の場を設けていく。
措置時期	平成20年4月1日
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	南大沢文化会館の事業について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容（概要）	共催事業として行われている南大沢寄席の収益性と将来性を検証し、館として共催事業で継続するものとの位置づけを行い得るとしたら、入場者数の増加を支援する方策を検討する必要がある。
措置内容	南大沢寄席は、主催者より平成20年度は実施しない旨の申し出があったが、他の共催事業についても、「共催事業あり方検討会」の中で入場者数の増加を支援する方策を検討した。
措置時期	平成20年10月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	夢美術館の事業について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	夢美術館の施設には倉庫スペースが限られているため、2か所の機械室に照明器材や可燃物等を収納している。早急に撤去する必要がある。
措置内容	一か所の機械室の可燃物は整理、撤去済み。もう一か所の機械室に保管している可燃物はいちようホールにスペースを確保。書架を設置し現在移動済みである。
措置時期	平成20年8月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	学園都市センターについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	学園都市推進会議の実施した「2006BIGWEST学生フェスティバル」については、平成18年度は学生参加者が大幅に減少している。実態の分析を行い、さまざまな要因にも対応できる効果的なイベントの開催を検討されるよう要望する。
措置内容	平成18年度の学生参加者が大幅に減少した原因は、学生の野球大会が雨天により中止になったためであり、室内イベントの参加者は伸びの傾向にある。本年度は、参加者の要望を受け検討した結果、夏～秋に開催されている軟式野球大会リーグ戦を充実することとし、フェスティバルでの実施を見送った。 今後は、1日開催はとりやめ、長期リーグ戦にし雨天順延で開催にすることにより、参加者の大幅減少は避けられると考える。
措置時期	平成20年10月
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	市民センター・地区会館の管理運営等について（利用料収入業務について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	資金管理に関するマニュアルをコミュニティ振興課において早急に策定し、そのマニュアルに基づき、各市民センターでの収納業務に対する実質的な牽制機能を確立する必要がある。
措置内容	利用料金収入業務については、これまでも一定の取り決めのもとに行っていたところであるが、新たに統一したマニュアルとしての整備を行った。各市民センターではそのマニュアルに基づき対応を行っている。
措置時期	平成20年4月
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	コミュニティの育成及び助成に関する事業について （コミュニティカレッジの開催について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	コミュニティカレッジが有するコミュニティ育成における戦略的な位置づけを再検討すべきものと考えられる。
措置内容	コミュニティカレッジは、コミュニティ団体（住民協・コミュニティ推進会等）の育成におけるひとつの核となるものと位置付け、実践的かつ関心の高いテーマ（防犯・防災・情報・福祉など）を設定しながら、より効果的に実施していく。
措置時期	平成20年10月
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	コミュニティの育成及び助成に関する事業について (まつりへの助成事業について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	「フラワーフェスティバル由木」については、アンケート調査を行っていない。当該まつりの実施の結果を評価するため、また、地域社会に与えるインパクトを検証するためにも、アンケート調査は必要であるものと考えられる。
措置内容	平成20年4月26・27日に開催した「第10回記念フラワーフェスティバル由木」において、新たにアンケート調査を実施した。 なお、その結果については検証の上、次回開催に反映していく。
措置時期	平成20年5月
所管部課	市民活動推進部 協働推進課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	公園・運動施設の管理運営について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	陸上競技場お芝生の更なる利用については、その維持管理に係る経費の負担と利用の効率のバランスを考慮し、その活用が積極的になされるよう、市の関係課と積極的に調整し、具体的な事業の提案を行うことも必要である。
措置内容	第2種公認陸上競技場であることを考慮しながら、指定管理者の自主事業として、芝生を利用した市民参加型のスポーツ事業を積極的に展開、実施している。平成19年度のミニラグビー教室に加え、ソフトラクロス教室、フライングディスク教室を既に開催している。
措置時期	平成20年11月26日
所管部課	まちなみ整備部 公園課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
指摘項目	公園・運動施設の管理運営について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	スポーツ教室の協賛協力は積極的に行われているものと考え、運営体制としての共催者や後援者を積極的に求める努力もさらに必要である。
措置内容	平成19年度の共催者、後援者に加え平成20年度からは地域団体・市内大学・地元企業等の協力を頂きスポーツ教室事業を実施している。平成20年度実施する事業は20事業あり、既にスキルウォーク教室、ソフトボール教室等、各種団体の後援・協賛のもと、事業を実施している。
措置時期	平成20年11月26日
所管部課	まちなみ整備部 公園課